

# お客様へ 『医薬品をご購入の前に』

2009年6月1日、改正薬事法が施行されました。

## 【1】医薬品（一般用医薬品）はリスクに応じて3つに分類されています。

「リスク」とは副作用を含めた服用に注意を要する「度合い」のことです

<b>第1類医薬品</b>	おもにお医者さんで処方されていた薬と同じ成分を含み、副作用が心配されることもあり、特にリスクの高い一般用医薬品
<b>指定第2類医薬品</b>	第2類医薬品のうち、使用に注意を有するリスクの高い一般用医薬品
<b>第2類医薬品</b>	まれに健康を損なうおそれのある成分を含む、リスクの高い一般用医薬品
<b>第3類医薬品</b>	第1類、第2類(指定を含む)を除いた比較的リスクの低い一般用医薬品

## 【2】リスク分類はパッケージに表示されています

<b>第1類医薬品</b>	<b>第②類医薬品</b>	<b>第2類医薬品</b>
※②、 <b>②</b> はどちらも指定第2類医薬品を表します。	<b>第②類医薬品</b>	<b>第3類医薬品</b>

## 【3】医薬品に関する情報提供について

医薬品をお求めの際は、専門家にご相談ください。

<b>第1類医薬品</b>	適正な使用の仕方を薬剤師が必ず書面を用いて説明します。
<b>指定第2類医薬品</b>	適正な使用の仕方を薬剤師または登録販売者が説明します。
<b>第2類医薬品</b>	適正な使用の仕方を薬剤師または登録販売者が説明します。
<b>第3類医薬品</b>	ご希望により薬剤師または登録販売者が説明します。

※一般用医薬品をご購入後にご相談がありましたら遠慮なく当店までお越しいただくか、お電話下さい。薬剤師または登録販売者が責任を持って対応します。

## 【4】医薬品の陳列について

- ◇第1類医薬品は、カウンター内に陳列しています。他の医薬品売り場には第1類医薬品は置いておりませんが、取扱っている商品がわかるようになっています。
- ◇第2類医薬品、第3類医薬品はリスク区分毎に混在しないように陳列しています。指定第2類医薬品は薬剤師、または登録販売者が情報提供できるよう、薬剤師または登録販売者が常駐している場所の7m以内に陳列しています。

## 【5】健康被害救済制度について

- ◇健康被害救済制度とは  
薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した健康被害の公的な救済制度です。

副作用被害救済制度 0120-149-931(フリーダイヤル)

## 【6】苦情相談窓口について

- ◇医薬品の購入や販売等に関して不都合があった場合には、苦情を申し立てることができます。各県、保健所設置市及び特別区の苦情・相談窓口へ。